

# 一牧師の訴え

No.1

日本フリーメソジスト教団 村上定幸

☎ 090-4186-9554 メール：grace@big.jp

## 着任当時の課題——

2012年、私は岩出キリスト教会に着任した牧師です。教会には大きな課題がありました。それは様々な理由で20年来着手できずにいた、教会堂の建て替えです。1958年に、廃材を用いて建築されたこの会堂は、ついに使用する限界を超えていました。

## 新しい会堂を目指して——

会堂建築は旧会堂の解体から始まり、2014年4月に何とか建てあげられ、神様に会堂を献げる事が出来ました。

しかし、その半年後、教会の働きはこれからという時に、教団は突如、私を「岩出キリスト教会には任命しない」という決定をしました。



# 傍聴のお願い！

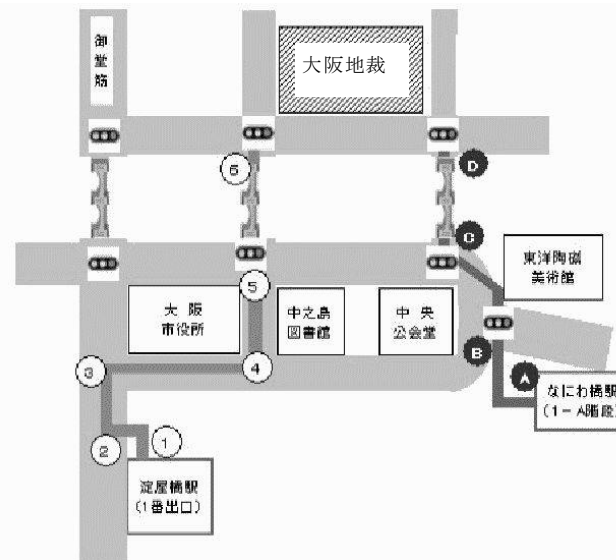
2015年(平成27年)、私は大阪地方裁判所に、牧師の地位確認のために、裁判を起こし、この5月15日は、当時の教団理事長と私に対する証人調べが行われることになりました。

一人でも多くの方に、この裁判を知って頂き、ご理解頂き、支援して頂きたいのです。

●日時：2017年5月15日(月)  
午後2時～4時30分

●場所：大阪地方裁判所809号法廷  
(地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅 下車)

私は裁判所に、信仰・信条を判断してもらおうとしているわけではありません。招聘制ではなく“任命制”をとるこの教団が牧師の人事について「偏った情報だけで判断して、教憲・教規の手続きを無視して行うことは大問題である」と主張しているのです。



現在、裁判所が争点としているのは以下のことです。裁判所に判断を仰ぐのですから、当然、争点は“任命の手続き”上のことですが、教会が“この世”で伝道していく時、その教会が“この世の秩序”を守っているか否かは、クリスチャンにとって大切な問題です。

- ①本件任命をもって教会担当教師の地位を喪失するか。
- ②本件任命につき、責任役員会の決議及び、教会総会決議が必要か。
- ③巡回教師への任命が、実質的に戒規処分に相当するか。
- ④戒規処分をするにあたり、教会規則第17条に定める手続きが必要か。

教団は、これら全ての争点に於いて、曖昧な姿勢を貫いています。私は戒規処分に付するにはしかるべき手続きを踏む必要があると主張してきました。しかし、教団は、審問委員会をもとより、教会総会や責任役員会をも開催せず、理事長専権事項だとして、私の、岩出教会牧師としての地位を奪い、一方的な巡回の任命を正当化し、私をいわば、隔離部屋に収容したごとき態度をとっています。私は、裁判所から「話し合い解決の意向はあるのか」と問われた際、これを希望しましたが、教団は一貫してこれを拒否しています。

新会堂⇒

